

## 坂戸市都市計画審議会常務委員会 議事録

開催日時	令和7年10月17日（金） 午後1時30分開会・午後1時46分閉会	
開催場所	坂戸市役所301・302会議室	
会長の氏名	尾崎 晴男	
出席者（委員）の 氏名・出席者数	森田 修平委員 尾崎 晴男委員 柳下 正和委員 小澤 弘委員 4名出席	
出席者（委員）の 氏名・欠席者数	石井 寛委員 1名欠席	
事務局職員の 職・氏名	都市整備部部長 佐藤 健一 都市整備部次長 柴田 智行 都市計画課課長 林 洋司 都市計画課課長補佐 林 比呂樹 都市計画課まちづくり政策係係長 松本 哲雄 都市計画課まちづくり政策係主任 関口 龍成	
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 指名事項 (1) 会議録署名委員の指名 4 諮問事項 (1) 坂戸都市計画生産緑地地区の変更（坂戸市決定） 5 閉会	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問事項資料</li> <li>・ 次第</li> <li>・ 坂戸市都市計画審議会常務委員会名簿</li> <li>・ 坂戸市都市計画審議会条例</li> <li>・ 坂戸市都市計画審議会運営規則</li> </ul>	

	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>まず、本日の資料を確認させていただきます。</p> <p>本日の資料につきましては、お手元の「配布資料一覧」のとおりでございます。資料に不足はございませんでしょうか。</p>
事務局	<p>これより坂戸市都市計画審議会常務委員会を開会させていただきます。</p> <p>現在の出席者4名、欠席者1名でございます。</p> <p>従いまして、坂戸市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、委員の半数以上の出席でありますので、本会議は成立しておりますことを御報告させていただきます。</p> <p>それでは、尾崎会長より御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>尾崎でございます。委員の方々にはお忙しいところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日の諮問事項は、坂戸都市計画生産緑地地区の変更でございます。皆様方に慎重なご審議をいただきまして、円滑な進行のご協力をお願いしまして、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、石川市長より挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>本日はお忙しい中ご出席を賜りましてありがとうございます。</p> <p>本日の諮問事項につきましては、坂戸都市計画生産緑地地区の変更についてであります。皆様のご意見をいただき、慎重ご審議の上、速やかなご回答を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。よろしくお願いいいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>石川市長におきましては、他に公務が重なっておりますので、ここで退席されますことを御了承願います。</p>
事務局	<p>続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。</p> <p>都市整備部長の 佐藤 でございます。</p> <p>都市整備部次長の 柴田 でございます。</p> <p>都市計画課長の 林 でございます。</p> <p>都市計画課まちづくり政策係の 松本 でございます。</p>

	<p>同じく、まちづくり政策係の 関口 でございます。</p> <p>私は、本日の進行を務めさせていただきます、都市計画課の林 と申します。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議事に入ります、議長を尾崎会長にお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは次第に基づきまして議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。坂戸市都市計画審議会運営規則第5条の規定によりまして、会長より、お二方を指名させていただきたいと存じます。本日は、柳下 正和委員と小澤 弘委員を指名させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
会長	<p>次に、本会議の諮問事項について、公開とするか非公開とするかをお諮りしたいと存じます。</p> <p>本会議は、原則として公開することとなっておりますが、本日の会議を公開することに御異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>本日の会議を公開することといたします。</p> <p>なお、傍聴の方の資料につきましては、事業の進捗等に関する事項も含まれるため、会議が終わり次第、事務局に返却するものとさせていただきます。</p>
会長	<p>次に、傍聴希望者について確認します。本日の会議の傍聴者はいらっしゃいますか。</p>
事務局	<p>傍聴者あります。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから傍聴者を入場させます。</p> <p>議事に入ります前に、傍聴上の注意を申し上げます。先ほど受付でお配りいたしました傍聴要領をよくご覧になって遵守してください。また傍聴要領に反する行為をした場合には退場していただくこともあります。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>本日の諮問事項（1）「坂戸都市計画生産緑地地区の変更」となります。</p> <p>内容を事務局より説明願います。</p>

事務局	<p>それでは、諮問事項についてご説明を申し上げます。最初にお手元の資料の確認をお願いします。</p> <p>諮問事項資料（A4・4枚）でございます。また、参考資料として、生産緑地制度の概要（A4・1枚）がございます。資料の不足等はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>まず、生産緑地地区制度の概要について説明します。「参考資料」がございますが、要約して説明します。</p> <p>「生産緑地地区」とは、良好な都市環境を確保するため、都市部にある農地の計画的な保全を図る制度でありまして、本市では、300m<sup>2</sup>以上の一団の農地で、所有者からの指定の申し出を受け、都市計画審議会で意見をお聴きした上で指定するものです。</p> <p>指定後30年間は農地として営農等の管理をしていただくことで農地の保全が図られるとともに、所有者においては、固定資産税等の優遇措置が適用されることとなります。</p> <p>この生産緑地制度は、指定から30年が経過した場合は、その後の扱いには2通り選択肢がございます。</p> <p>ひとつは、営農の行為制限の解除のための買取り申し出がいつでも可能となる生産緑地とすること。</p> <p>もうひとつは、特定生産緑地に指定することで、規制や優遇措置を10年間延長するものです。</p> <p>本市においては、平成4年に一斉に生産緑地に指定したものが多くのもののが令和4年に30年を迎えたため、これらは、現在、買取り申し出がいつでも可能な生産緑地と、10年間は営農義務がある特定生産緑地となっている状況でございます。</p> <p>今回ご審議いただきます3件の生産緑地地区のうち2件は指定後30年を迎えたものになります。</p> <p>なお、営農義務がある生産緑地、特定生産緑地についても、農業の主たる従事者の死亡、農業が不可能となる程度の故障により買取り申出を行うことが可能となります。</p> <p>今回ご審議いただきます1件は、これを事由として買取り申し出のあった案件になります。</p> <p>それでは、今回の諮問の案件説明に移ります。</p> <p>諮問事項資料の1ページ目をご覧ください。「1 変更内容」でございますが、今回の変更を行う地区は3地区になります。地区の一部削除が、勝呂第4号及び坂戸第4号、地区の廃止が坂戸第33号です。</p> <p>次に「2 変更理由」でございます。</p>
-----	--

	<p>地区の廃止及び一部削除につきまして、土地の所有者から生産緑地地区指定後30年経過したこと、また、主たる従事者の故障を事由として買取り申し出がなされたものでございます。これらの土地は、買取り申し出から3か月経過し、行為制限が解除されたため、当該土地を生産緑地から削除するものであります。</p> <p>2ページ目をご覧ください。こちら、勝呂第4号生産緑地地区になります。石井地区の市営住宅の東側にあります、黄色で着色された区域が削除する土地です。今回、生産緑地地区指定後30年経過したことを理由として買取り申し出がなされたものであります。</p> <p>つづきまして3ページ目が坂戸第4号生産緑地地区となります。片柳地区にあります、国道407号の西側の黄色で着色された区域が削除する土地です。こちらも、先ほどと同様、指定後30年経過したことを理由として買取り申し出がなされたものであります。</p> <p>つづきまして4ページ目が坂戸第33号生産緑地地区であります。国道407号沿いにある坂戸・鶴ヶ島消防組合の西側にある地区で、こちらは地区全体が廃止となります。こちらは、特定生産緑地に指定されている地区でしたが、主たる農業従事者の故障を理由として買取り申出がなされたものであります。</p> <p>恐れ入りますが、1ページ目に戻っていただいて、「3変更手続きの経緯」でございますが、本年8月18日に埼玉県知事に「坂戸都市計画生産緑地地区の変更について」協議の申し入れを行い、9月1日に「異存なし」の旨の回答がありました。</p> <p>その後、9月4日より都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出等はございませんでした。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
会長	ただいまの説明についてご質疑、ご質問がございましたらお願いいたします。
委員	勝呂第4号生産緑地地区は、地区と地区の間の土地が変更となるのですか。
事務局	おっしゃる通りです。なお、生産緑地地区が分断されるような形となっておりますが、同一街区であれば、離れていても一団の農地とみなせることから、残りの地区は引き続き生産緑地地区として取り扱うこととなります。
会長	他にご質問等ありますでしょうか。

	それでは質疑がないようでございますので、お諮り申し上げます。諮問事項「坂戸都市計画生産緑地の変更」につきましては、案に対する意見はなしとして答申することにご異議ございませんでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	ありがとうございます。 ご異議なしと認めます。よって、原案に賛成することに決定いたします。
会 長	以上をもちまして、当審議会に諮問されました議案の審議は終了しました。諮問事項は原案の通りご承認いただきましたので、本日付で意見なしとその旨を市長に答申することといたします。 それでは議長の任を解かせていただきます。委員の皆様には進行にご協力をいただきまして誠にありがとうございました。
事務局	それでは以上をもちまして、坂戸市都市計画審議会常務委員会を閉会させていただきます。なお、常務委員会の審議結果につきましては、次の都市計画審議会において報告させていただきます。 委員の皆様におかれましては、お忙しい中にも関わらずご出席を賜り、誠にありがとうございました。